

前橋市外国語指導助手任用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、前橋市教育委員会（以下「市」という。）において語学指導等を行う外国人（以下「外国語指導助手」という。）を任用するための勤務条件について定めることを目的とする。

2 外国語指導助手の勤務条件に関する事項でこの要綱に定めのないものについては、前橋市会計年度任用職員運用要綱（以下「市要綱」という。）その他の法令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国語指導助手（以下「ALT」という。） 中学校及び高等学校で語学指導に従事する者又は外国語活動の補助等小学校における国際理解教育に従事する者
- (2) 所属長 ALTが所属する組織の長
- (3) 週 日曜日に始まり直近の土曜日に終わる期間
- (4) 月 1日に始まり当該月の末日に終わる期間

(ALTの職務)

第3条 ALTは、教育委員会又は学校において、所属長又は校長の指示を受け次の各号各号に掲げる職務を行う。

- (1) 中学校及び高等学校における外国語授業の補助
 - (2) 外国語活動の補助等小学校における国際理解教育の補助
 - (3) 外国語教材作成の補助及び外国語能力コンテスト等への協力
 - (4) 外国語教員に対する現職研修への補助
 - (5) 特別活動及び課外活動への協力
 - (6) 地域における国際交流活動への協力
 - (7) その他所属長又は校長が必要と認める職務
- 2 ALTは、所属長の指示に従って管下の学校を訪問し、若しくは特定の学校に常駐し、又は両者を組み合わせた方法で配置され前項各号の職務を行う。

(任用)

第4条 市は、次の各号の全てを満たすものを選考によりALTとして任用する。

- (1) 英語を母国語又は公用語とする国の出身である者又はその他の国の出身者で外国において英語を教授する資格や経験を持つもの
- (2) 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学に相当するものとして市が認めたものをいう。以下同じ。）を卒業したもの
- (3) 日本語での打合せができ、かつ、日常生活に必要な日本語能力を有するもの
- (4) 日本国内において、ALTとしての経験を持つもの
- (5) 任用開始年度の年度末における年齢が65歳以下のもの

(6) 日本での就労が認められているもの

(任用期間)

第5条 A L Tの任用期間は、1年以内とする。

(退職)

第6条 A L Tは、真にやむを得ない理由により、前条の任用期間の満了前に退職しなければならないときは、退職しようとする日の30日前までに申し出なければならない。

(解任)

第7条 A L Tに次の各号の一に該当する事実が生じた場合は、当該A L Tを解任することができる。

- (1) 日本国憲法その他の日本の法令又はこの要綱に違反した場合
 - (2) 当該A L Tの担当する職務にふさわしくない行為があった場合
 - (3) 身体又は精神の障害により職務に堪えられないと認められる場合
 - (4) 勤務状況や勤務態度が不良で改善の見込みがないと認められる場合
 - (5) 勤務しない日が連続して60日（勤務しないことの理由が職務又は通勤による災害である場合及び第17条第1項第6号及び第7号の休暇である場合においては、それぞれの理由による勤務しない期間及びそれぞれの期間の満了した後の30日間を除く。）を超えた場合
 - (6) 応募書類に虚偽の記載があった場合
- 2 前項の規定にかかわらず、議会により予算が議決されない場合又は予算が削減されたためA L Tに対して報酬を支払うことができない場合は、30日前までに予告し、又は1月分の報酬を支払ってA L Tを解任することができる。
- 3 A L Tが禁錮以上の刑に処せられたときは、当該A L Tは当然に解任されたものとみなし、市は何らの給付を行わない。

(報酬及びその計算)

第8条 A L Tの報酬は、前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年9月13日条例第12号）別表第2（第18条関係）会計年度任用職員（月給制）の月額報酬表中3級48号給とする。

- 2 報酬の支給日は、毎月20日とする。ただし、その日が休日又は週休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は週休日でない日とする。
- 3 A L Tの勤務が月の中途から開始し、又は月の中途で終了したときは、当該月に係る報酬の額の計算方法は、その期間の現日数から第13条第2項及び第3項に規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。
- 4 報酬の時間割の計算に当たっては、報酬月額に12を乗じ、その額を第13条第1項で規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を1時間当たりの額とする。

(報酬の減額)

第9条 ALTが勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この要綱に別の定めがある場合を除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第4項により計算した1時間当たりの額を前条第1項の報酬から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額できなかったときは、翌月の報酬からこれを減額するものとする。

- 2 前項の勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月におけるすべての勤務しなかった時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数については、30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。

(通勤手当)

第10条 自宅から勤務校への距離に応じて次の表に掲げる通勤手当を支給する。

距離区分	通勤手当額
2km未満	0円
2km以上5km未満	4,000円
5km以上10km未満	5,000円
10km以上	8,000円

- 2 通勤手当算出の基準となる通勤校は、別に示す拠点校とする。

(費用弁償)

第11条 ALTが所属長の命令により旅行した場合は、その費用を弁償する。

- 2 前項の規定による弁償の額は、前橋市職員等の旅費に関する条例（昭和48年前橋市条例第31号）別表に規定するその他の職務にある者に適用される額と同額とする。

(損害賠償)

第12条 ALTが正当な理由なく帰国した場合又はその他の場合において、実際に被った損害について賠償を求めることができる。

(勤務時間等)

第13条 ALTの勤務時間は、休憩時間を除き1週間につき35時間とする。

- 2 ALTの勤務時間の割り振りは、月曜日から金曜日までのそれぞれ8時30分から16時15分とし、土曜日及び日曜日は週休日とする。ただし、1日に割り振られた勤務時間のうち45分間を休憩時間とし、当該時間は、ALTが自由に使用できるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ週休日をその週を含めて4週間以内の日に振り替えることで、土曜日又は日曜日に勤務することを命ずることができる。この場合において、当該4週間を平均して1週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、所属長は、ALTに対し、1日7時間の勤務時間を超えない範囲で、その勤務時間又は休憩時間の変更をすることができる。

(休日)

第14条 次の各号に掲げる日を休日とする。

- (1) 国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日をいう。）
- (2) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの期間をいう。）
- 2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ、振り替える休日を指定した上で、前項の休日に勤務を命ずることができる。
- 3 休日は、有給とする。

(年次有給休暇)

第15条 ALTは、第5条に定める任用期間中に分割又は連続した20日間の年次有給休暇を取得することができる。ただし、当該年度の中途において新たに任用されるものについては、その年度の在職期間等を考慮し20日を超えない範囲で別に定めた日数とする。

- 2 ALTは、第5条の任用期間満了後、再度任用される場合は、20日間を限度として年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）を、次の任用期間に繰り越すことができる。
- 3 年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とする。
- 4 所属長は、ALTから請求された時季に年次有給休暇を与えることが、事業の円滑な運営を妨げる場合には、他の時季にこれを与えることができる。

(病気休暇)

第16条 病気休暇の期間は、病気又は負傷のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。

- 2 ALTは、第5条に定める任用期間中に分割又は連続した20日間の病気休暇を取得することができる。取得に当たっては、医療機関を受診したことを表すもの（レシートなど）を添付すること。
- 3 病気又は負傷のため連続して3日を超える休暇を取得する場合及び休職の申請をする場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。この場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、所属長が必要と認めるときは、診断書等の提出を求めることができる。
- 5 病気休暇は有給とする。

(特別休暇)

第17条 特別休暇は次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 父母、配偶者、子が死亡した場合 連続する10日の範囲内の期間
- (2) 兄弟姉妹又は祖父母が死亡した場合 連続する5日の範囲内の期間
- (3) ALT本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間
- (4) 不可抗力の災害により自己の住居が損壊した場合 被害の程度に応じ所属長が必要

と認める期間

- (5) 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶の場合 当該交通途絶が解消するまでの期間
 - (6) 女子のＡＬＴが６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間
 - (7) 女子のＡＬＴが出産した場合 出産の日の翌日から８週間を経過するまでの期間ただし、産後６週間を経過した女子のＡＬＴが復職を申し出た場合において医師が支障ないと認めた期間を除く。
 - (8) 女子のＡＬＴが生後１年に達しない子の育児を行う場合 １日２回それぞれ３０分以内の期間
 - (9) 女子のＡＬＴが生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日
 - (10) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育するＡＬＴが、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 ５日の範囲内の期間
 - (11) その他所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める期間
- ２ 前項第１号から第５号まで及び第１１号の特別休暇は有給とし、第６号から第１０号までの特別休暇は無給とする。

（夏季休暇）

- 第１８条 夏季休暇は前橋市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則第８条の２第２号に規定する夏季休業日のうち、５日間とし、原則として別に定める完全休業日に充てることとする。
- ２ 夏季休暇は有給とする。

（休職）

- 第１９条 第１７条第１項第６号及び第７号に規定する場合を除くほか、ＡＬＴが病気（第２１条第１項の疾病を除く。）負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して２０日（勤務を要しない日及び休日を含む。次項の日数において同じ。）を超える場合においては、当該ＡＬＴの申請により所属長が必要と認めるときは、これを休職させることができる。
- ２ 前項の場合において、その休職の期間中の報酬の支給は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 勤務できない事由が職務による負傷又は職務による疾病である場合は、その休職の期間中、報酬の全額を支給する。
 - (2) 勤務できない事由が前号に定めるもの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して３０日に達するまでは報酬の全額を支給し、３０日を超え６０日に達するまでは報酬の半額を支給し、６０日を超えるときは報酬を支給しない。

（起訴休職）

- 第２０条 ＡＬＴが刑事事件に関し起訴されたときは、当該ＡＬＴを休職させることがで

きる。

2 前項の場合において、その休職期間中は報酬の6割を支給する。

（勤務禁止）

第21条 ALTが次の各号に掲げる感染症の疾病その他の疾病にかかったときは、当該ALTを勤務させないものとする。

- (1) 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかって、伝染予防の措置をしていない者
- (2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者
- (3) 前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 前項の場合において、その勤務しない期間中の報酬の支給については、第19条第2項の規定を準用する。

（休暇及び休職の手続き）

第22条 第16条第1項及び第17条第1項第1号から第5号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第11号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。

2 第17条第1項第6号から第10号までの休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出なければならない。

3 第20条第1項による休職及び第21条第1項による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該ALTは速やかにその事実を所属長に届けなければならない。

（職務命令に従う義務）

第23条 ALTは、その職務を遂行するに当たって、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

（勤務成績の評定）

第24条 ALTの執務について、別に定める要領に基づき勤務成績の評定を行うものとする。

（職務専念義務）

第25条 ALTは、この要綱に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第26条 ALTは、信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第27条 ALTは、職務を遂行するに当たって知り得た秘密をもらしてはならない。退職した後も、また同様とする。

(セクシャルハラスメントの禁止)

第28条 ALTは、性的な言動によって他の職員に不快感を与えたり職場環境を害したりしてはならない。

(営利企業等の従事制限)

第29条 ALTは、任命権者の許可を受けなければ、いかなる組織の役員となり、若しくは市以外の者に雇用され、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

(宗教活動等の制限)

第30条 ALTは、その勤務に関して、宗教活動又は政治活動を行ってはならない。

(自動車運転の制限)

第31条 ALTは、自宅から市が指定する勤務場所への通勤のためにする場合を除き、所属長の許可を受けることなくその勤務のために自動車を運転してはならない。

(懲戒処分)

第32条 ALTに対する懲戒処分については、市要綱に定める常勤職員の例による。

(公務災害補償)

第33条 ALTは、公務上の災害（負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は前橋市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和42年前橋市条例第48号）の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。

(雑則)

第34条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。